

## EU - ACP 経済パートナーシップ協定交渉の進捗状況

### ブリュッセル・センター

EU はコトヌ協定に基づく ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国との貿易関係を改定するために、新たに経済パートナーシップ協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) の交渉を進めている。しかし交渉は難航しており、目標としていた 2007 年末までに締結ができたのはカリブ諸国だけとなった。この EPA 交渉の現状と見通しを解説する<sup>1</sup>。

#### 1. 背景と EPA 締結の状況

##### (1) EPA 交渉の背景と経緯

コトヌ協定は 2000 年 2 月に失効したロメ協定の後継協定として、EU と ACP 諸国 77 カ国・地域が 2000 年 6 月にベナン共和国の首都コトヌで調印し、2003 年 4 月に発効した。同協定は貿易・投資、開発協力、政治対話を柱として 20 年の期間有効とされており、5 年ごとに見直すことになっている。旧ロメ協定の特惠貿易制度に関する規定については、EU が一方的に貿易障壁を削減・撤廃する片務的協定であり、WTO 協定に反する恐れがあるとされたことから、EU と ACP 諸国は、WTO 協定に整合する互恵的な協定を新たに締結する必要があった。そこでコトヌ協定は、移行措置として旧ロメ協定の 2007 年末までの維持を規定するとともに、2008 年 1 月までに新たな貿易協定を結ぶこととした。また EU は、2007 年末までロメ協定を維持するために、2001 年 11 月の WTO 閣僚理事会の決定で、2007 年末を有効期限として、WTO 協定の義務の免除 (waiver) を受けた。以上のような背景をもとに、EU と ACP 諸国は旧ロメ協定に代わる新たな貿易協定として、経済パートナーシップ協定の締結を交渉することとなった。

EU はカリブ海、東部・南部アフリカ、西部アフリカ、中部アフリカ、南部アフリカ、太平洋の 6 地域に分けて交渉を進めていたが、2007 年 12 月までに合意できたのはカリブ海諸

---

<sup>1</sup>主な情報出所: "EPA Negotiations: Where do we stand?", ECDPM (European Centre for Development Policy Management / 欧州開発政策管理研究センター)

国だけだった。後発開発途上国（LDC：Least Developed Countries）を除く大半の国が市場開放による欧州からの安い農業製品の流入などを懸念し、交渉が難航したためである。EUは2007年10月に、協定失効の影響が大きい非LDC諸国のため現実的な取り組み方針を発表。地域共同体と交渉している場合には二国間交渉に切り替えて、各国と2007年末までに暫定協定を結び、交渉期間の延長を図った。これが各地域の統合に亀裂を生んだとの見方も出ている。なおEUとの交渉を進めている地域の共同体などには以下のものがある。

- ・南東部アフリカ地域（ESA：Eastern and Southern Africa）：東アフリカ経済共同体（EAC<sup>2</sup>）
- ・西部アフリカ地域：西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS<sup>3</sup>）・西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA<sup>4</sup>）
- ・中部アフリカ地域：中央アフリカ経済通貨共同体（CEMAC<sup>5</sup>）
- ・南部アフリカ地域：南部アフリカ開発共同体（SADC<sup>6</sup>） - 南アフリカ共和国はコトヌ協定を締結していないが、SADC加盟国であり、地域統合を阻害しないために2007年2月から交渉に参加。

## (2) 協定締結国

EUは、2007年末までに35カ国と暫定協定を含めた協定に調印した。2007年末の移行措置の期限切れに伴い、EPAもしくは暫定協定に調印していない諸国は、2008年1月1日から一般特惠関税制度（GSP）もしくはLDC向けのEBA（Everything But Arms / 武器以外の全品目で数量制限なしに無関税輸入を認める制度）に基づきEUに輸出をすることになった。協定に調印した国は以下の通りだが、EBAが適用されない非LDC諸国が特に、2007年末までの暫定協定の締結を急いだ。これは、一般特惠関税制度に移行することにより、一部品目の関税率が上昇することを避けるためである。なお、協定を結んだ諸国の市場自由化のスケジュールを表1に示した。

<sup>2</sup> East African Community：加盟国はケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジの5カ国

<sup>3</sup> Economic Community of West African States：加盟国はナイジェリア、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、セネガル、シエラレオネ、トーゴ、カーボベルデの15カ国

<sup>4</sup> Union Economique et Monetaire Ouest Africaine：加盟国はコートジボワール、セネガル、ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、トーゴの8カ国

<sup>5</sup> Central African Economic and Monetary Community：加盟国はカメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ共和国、チャドの6カ国

<sup>6</sup> Southern African Development Community：加盟国はタンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、セーシェル、コンゴ民主共和国の14カ国

カリブ海地域：2007年12月にCARIFORUM (Caribbean Forum of the ACP States) の16カ国とEPAに調印。

南東部アフリカ地域 (ESA)：EAC加盟5カ国が暫定協定に調印。その他のESA諸国ではセーシェル、ジンバブエ、モーリシャス、コモロ、マダガスカルが暫定協定に調印。

西部アフリカ地域：2007年12月にコートジボワールとガーナが暫定協定に調印。

中部アフリカ地域：2007年12月にカメルーンが暫定協定に調印。

南部アフリカ地域：2007年11月にボツワナ、レソト、スワジランド、モザンビークと暫定協定に調印。2007年12月にはナミビアが調印した。

太平洋地域：2007年11月にパプア・ニューギニアとフィジーが暫定協定に調印。

表 1: 協定で合意した市場自由化スケジュール (EUからの輸入金額に対する自由化の割合)

(単位：%)

	2008年	2010年	2012年	2013年	2017年	2018年	2022年	2023年	2033年	計
カリブ諸国	52.8			56.0		61.1		82.7	86.9	86.9
EAC		64.0						80.0	82.0	82.0
モーリシャス	24.5				53.6		95.6			95.6
セーシェル				62.0	77.0		97.5			97.5
ジンバブエ			45.0				80.0			80.0
コートジボワール						69.8		80.8		80.8
コモロス				21.5			80.6			80.6
マダガスカル				37.0			80.7			80.7
ガーナ						62.24		80.48		80.48
カメルーン						50.0		80.0		80.0
ボツワナ、レソト、 ナミビア、スワジ ランド		86.0								86.0 +47のタ リフライ ン
モザンビーク	78.5									80.5
パプア・ニューギニア	88.1									88.1
フィジー	24.0			37.0		78.0		81.5		81.5

出所：ECDPM

なお正式協定に調印したCARIFORUMの16カ国は各国で批准作業を進めており、最終的な署名は当初予定より遅れて2008年7月中となる予定。同協定では、関税の自由化について、農産品・農産加工品、一部の化学品や家具などが除外されたが、サービス分野や投資の自由化も盛り込まれた。

## 2. EPA 交渉の現状と見通し

既に合意に至ったカリブ海諸国を除く 5 地域について、2008 年 1 月から 3 月末までの間になされた EPA 交渉の進捗状況の概要は以下の通りである。

### (1) 南東部アフリカ地域 (ESA)

暫定協定に調印していない LDC 諸国 (ジブチ、エリトリア、エチオピア、マラウイ、スーダン、ザンビア) は EBA により EU に輸出している。既にこの地域では、EAC-EU 間で暫定協定が調印されているほか、ESA-EU ではセーシェル、ジンバブエ、モーリシャス、コモロ、マダガスカルが暫定協定に調印している。ESA-EU は 2008 年末まで、EAC-EU は 2009 年 7 月までにそれぞれ正式な EPA の締結を目指している。

ESA 諸国は 3 月 3 日にザンビアの首都ルサカで開いた会合で、EPA 締結に向けて LDC 諸国への特別待遇や原産地規則、開発協力、EPA の実施に伴うコストのための追加的支援とその分配メカニズムなどの課題の解決を図ることで合意した。ただ、暫定合意している EPA のスタンドスティール条項<sup>7</sup>や輸出税などに関する条項について再考を求める声が出たため、4 月に入ってから EU に再交渉を求めたものの、欧州委員会はこれを拒絶している。ESA 側は交渉の枠組みを変更し、EU は EAC 5 カ国を含む ESA 地域 16 カ国で交渉することになった。なお、関税同盟を目指している東南部アフリカ共同市場 (COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa) には 20 カ国が加盟しており、EAC および SADC と加盟国が一部重複しているため、COMESA、EAC および SADC を抱合する包括的な自由貿易地域を形成しようとの動きがあり、EPA の交渉に影響が出てくる可能性もある。

### (2) 西部アフリカ地域

西部アフリカでは、カーボベルデは 2008 年から非 LDC 扱いとなる予定だったが、少なくとも 3 年以上の暫定期間が設けられ EBA に移行した。単独で暫定協定を結んだコートジボワール、ガーナは、今後正式に EPA に署名する予定となっている。この両国の EPA 調印が契機となって、ECOWAS 全体が同様の EPA を結ぶ可能性も期待されている。西部アフリカ各国も、地域的な EPA が各国ごとの EPA にとって代わることを歓迎しており、各国は ECOWAS および UEMOA に対して、2 つの暫定協定の調和に向けて支援するよう求めている。

---

<sup>7</sup>協定への調印後に、各国が留保した特定の法律または政策を強化することや、同様の法律や政策を新たに導入することを禁止した条項

西部アフリカ地域諸国の通商大臣は2月21日に、モーリタニアの首都ヌアクショットで開かれた会合で、地域間 EPA を締結する前段階として、2008年6月末までに対外共通関税（CET：Common External Tariff）を採択することに合意していた。ECOWAS は UEMOA の CET を EPA のベースとする予定だが、現行の関税率についてナイジェリアが異議を唱えており、結局議論はまとまらず、6月中に CET に合意することはできなかった。ただし、欧州委員会と ECOWAS および UEMOA の両委員会は、3月3～6日にブルキナファソの首都ワガドゥグで開いた会合で、地域間 EPA 交渉の作業スケジュールを既に決定しており、CET の議論と並行して交渉は進められている。ECOWAS は、2009年6月中には地域間での EPA に合意することを目指している。

### (3) 中部アフリカ地域

同地域では、カメルーンが暫定協定に調印し、ガボンも 2008 年中に調印の予定である。もう1つの非 LDC であるコンゴ共和国は当初、2008年の調印を予定していたものの、協定締結への関心が薄らいでいる。カメルーンが単独で暫定協定に調印したことにより、CEMAC が地域として交渉することは難しくなっていたが、中部アフリカ地域諸国はカメルーンのドゥアラで2月6～7日に開いた欧州委との会合で、引き続き地域としての EPA について合意する意向を表明している。ただし、カメルーンが結んだ暫定協定を基本とするのではなく、あくまで 2007 年中に中部アフリカ地域諸国と EU 間でまとめた内容、および他の地域で調印された内容を今後の交渉の基本とすることで合意した。この会合では、2008年7月までの地域間 EPA の合意に向けたロードマップも定められ、2008年7月に行われる予定の会合で合意文書について大きな進展が期待されている。カメルーンは調印した暫定協定についてまだ署名には至っていないものの、その最終段階にあるとされている。

### (4) 南部アフリカ地域

南アフリカ共和国（以下、南ア）は、EU と現行の通商・開発・協力協定（TDCA）があるため、暫定協定を結ばなかった。南アは EU が主張するサービス分野の自由化に反対しており、SADC 内で暫定協定を結んだ国に対して、交渉をやめて EPA 交渉プロセスを最初からやり直すよう求めている。この南アの動きにより SADC に亀裂が入る恐れも出てきた。

3月4日にボツワナの首都ハボローネで開かれた SADC と欧州委の大臣級会合では、欧州委員会のマンデルソン委員（通商担当）が、SADC に対して年内に EPA に合意するよう求め

るとともに、一部の国から要請が出ている最恵国待遇条項と輸出税の課税権の見直しについては、再交渉に応じないことを表明した。なおアンゴラは、EPA が合意に達すればこれに従う意向を示し、(南アの意に反し) 現在のプロセスにとどまること強調している。また、暫定協定を結んでいる国は、2008 年末までに正式な EPA で合意することを確認している。

#### (5) 太平洋地域

パプア・ニューギニアとフィジー以外の非 LDC 7 カ国(クック諸島、ミクロネシア連邦、ナウル、ニウエ、パラオ、マーシャル諸島、トンガ)は暫定協定に調印せず、2008 年 1 月から GSP で EU に輸出している。LDC 諸国(東ティモール、キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ)は EBA により EU への市場アクセスが確保されている。

2 月 21 日にフィジーのナンディで開かれた太平洋諸国の通商会合では、引き続き包括的な EPA の締結を目指し、共同交渉を行うことを確認した。あわせて、全ての太平洋諸国が合意できる場合にのみ EPA を締結すること、協定は各国の状況や経済的利益の違いを反映したものでなければならないことも確認した。さらに、3 月 26~28 日にナンディで開かれた会合では、2008 年中に包括的な EPA の共同交渉を進めることで合意した。これにより、4 月末には技術レベルでの交渉が再開することとなり、4 月 24~25 日にポートモレスビーで会合が開かれたが、特にサービスのモード 4(人の移動)について両者の意見の隔たりは大きく、合意の見込みは立っていない。

なお、2003 年に発効した太平洋島嶼国貿易協定(PICTA: Pacific Islands Countries Trade Agreement)は、2013 年までに自由貿易地域の完成を目指している。これは、オーストラリア、ニュージーランドを含む、太平洋諸島フォーラム(PIF: Pacific Islands Forum)加盟国間の自由貿易地域の確立となる。PIF に加盟するオーストラリアとニュージーランドはこれまでも、太平洋諸国の EPA 交渉は太平洋地域経済緊密化協定(PACER: Pacific Agreement on Closer Economic Relation)の契機となると主張していた。ただし、太平洋諸国は一般に、国内市場への影響、および税収の減少の懸念から、オーストラリア、ニュージーランドと協定を結ぶことには消極的であり、EPA 交渉が PACER の契機となるという考えには反対しているといわれる。

以上